

令和5年 2月15日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長代行 久世 高裕

犬山市国民健康保険出産育児一時金の支給額改定等について（答申）

令和5年2月2日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

（令和4年度 給付答申）

答 申

出産育児一時金については、被保険者の出産という大きな経済的負担を市民や加入者同士による相互扶助により軽減するものであり、その意義は大きく、社会的にも必要不可欠なものとする。

犬山市国民健康保険では、現在42万円を支給しているところであるが、社会保障審議会 医療保険部会において、出産育児一時金は必要十分な金額設定をし、出産を躊躇させてはいけないとの意見から、令和4年度の全施設の平均額の推計等を勘案して、全国一律で50万円に引き上げるべきとの結論がなされた。このことから、当市においても50万円への引き上げが妥当である。

加えて、社会保険等が給付する出産育児一時金についても、健康保険法施行令が同様の趣旨で50万円に改正され、令和5年4月1日から施行されることから、他の社会保険等との支給水準の公平性という観点から考えても適正と思われる。

以上のことから、当協議会としては、令和5年4月1日より、被保険者が出産した場合に支給する犬山市国民健康保険の出産育児一時金の給付額を50万円とするよう答申する。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の制度については、同感染症が季節性インフルエンザと同等の5類となり、国庫補助が打ち切られた段階で廃止するよう答申する。

これは、制度が新型コロナ対策の時限的な措置であること、国庫補助終了後に制度存続した場合、その財源はすべて国民健康保険税となり、国保財政が厳しく、加入者の保険税負担を引き上げなければならない現状では、これ以上の負担を増やすことは事実上困難であることを考えた上での結論である。

(令和4年度 給付答申)